

(別紙 1)

それではさっそく話をさせていただきます。

事前に用意したレジュメをお手元に配布させていただいております。それを基にして、お話を進めさせていただきます。

タイトルは、「裁判所記録の保存・管理・公開に向けて」とさせていただきました。

大きく三つに分かれておりまして、最初に、自己紹介を兼ねるような形でお話をさせていただきます。

1 自分の立場

私はまず、歴史の研究者でございまして、現在に至る半世紀の活動、50 年余り歴史叙述を続けております。最近で申しますと、昨年 4 月に『相撲』（山川出版社）という江戸時代を中心にした相撲の歴史について、300 ページを超える書き下ろしをいたしました。江戸時代を中心に、これまで歴史研究を進めてまいりました。

歴史研究と申しますのは、残された歴史資料を、例えば古文書などを解読し、分析し、解釈して、そこから歴史像を作る、それを叙述するという作業でございまして。つまりは歴史資料が残されなければ、歴史像は描けないといっても過言ではない。従いまして、今回のような記録の廃棄という問題は、歴史研究にとっては深刻で、人間で言えば記憶喪失状態を招く。

この言い方は、インドネシアの事例で、かつて日本アーカイブズ学会の大会で、インドネシア国立公文書館長のジョーコ・ウトモ先生に御講演をいただいたときに、インドネシアは、元々はオランダの統治時代にはオランダ本国同様にアーカイブズがあり、統治記録を保存していましたが、日本が 1942 年から 45 年の間統治した時代が終わりますと、記録資料については、焼却したのか、何にしても廃棄され残されなくなりました。つまり、インドネシアにとって、この日本統治時代の数年間は、いわば記憶喪失状態になったのだと、ジョーコ・ウトモ館長から講演で聞かされ、思わず私どもは俯いてしまったという経験を持っております。要するに歴史研究者の立場としては、未来の歴史研究のためにも記録を廃棄しないでくださいということでもあります。

続いて、歴史資料保存活動についてです。主に山梨県下の民間資料の保存管理のためのボランティア活動を 30 年余り続けてまいりました。この数年、コロナの影響で現地に赴けなくなっておりますけれども、甲州史料調査会という名称で、江戸時代から明治期の村々に今現在も村落の文書が共同で保管され伝承してきております。その古文書類を調べて中身を見ますと、江戸時代の村における領主との訴訟や、他の村との入会争論や村内の用水争論の内済文書などが大切に残されております。私どもの史料調査会では、

古文書一点一点を紙袋に入れて、その紙袋に記号番号をつけて、その記号番号の目録を作って、つまり村の方々もその目録を基に封筒の番号で文書の管理ができる、その状態まで協力する、という活動を続けております。残されております民事・刑事の訴訟記録、その他のものもあるのですけれども、村落住民として保存・管理し、権利を守る証拠や、村内で水争いなどをした場合の、それを解決した先例として役立てたもので、江戸時代の村人は記録保存の意識が大変高かったと言ってよいと思います。後でも触れますが、東京大学の法学部が一時期引き取った民事判決訴訟原本がプレハブで保管されていた時、プレハブの中で裁判記録を見させてもらいました。例えば入会争論の裁判記録が多数残っていましたが、それは江戸時代の村が、明治初年のものですが、証拠の文書を保存・管理し続けてきたので、明治初年に裁判記録として提出したもので、それが、今日残されているというわけであります。

これは村々が残したわけでありますけれども、支配権力、つまり江戸幕府も明治政府も、統治のために記録を保存するように命じておりました。明治についてだけ申し上げれば、明治 18 年の内閣制度以降、記録保存の観点の変化がもたらされ、政府の先例のための記録保存をしますけれども、国民には非公開、また、国と天皇の歴史を編纂するための資料収集に限定します。国と天皇の歴史を編纂しその歴史を国民（皇民）の教育をすると、それだけあれば良いのだという考え方に見えるわけであります。1945 年の敗戦時の機密文書の焼却処分について政府から通達が出され、実際に燃やされましたが、言ってみれば、このことが、明治から 1945 年敗戦までの政府の文書に対する考え方を実に如実に象徴した事柄だろうと思われまます。戦後になって、日本国憲法下で戦前、天皇の政府に忠順を誓わされた公務員の皆さんが、どこまで意識を変えることができたのか、そこが問われることになるのだと思います。

次に、日本学術会議とアーカイブズ制度との関わりというところではありますが、日本学術会議の会員を 22 期から 23 期（2011～17 年）にわたって務めまして、その頃、六本木の学術会議の建物の地下書庫、そこに学術会議の第 1 期から第 15 期までの資料が、それはもうひどい状態で保存がなされていました。もともと上野にありました学術会議が六本木に建物ができたとすることで引っ越しをしましたが、その時に文書がダンボール箱に詰め込まれた状態のまま、床に置かれて放置されているような、そんな状態でありました。何とかこれを配架するような作業をしまして、その中身も調べることができて、その成果として、「日本学術会議とアーカイブズ制度の進展」という講演録を、『日本歴史学協会年報』35 号に発表しております。その内容はアーカイブ制度について、昭和 52（1977）年 11 月 21 日付けで、日本学術会議の第 73 回総会の議決に基づきまし

て、「官公庁文書資料の保存について」を、福田赳夫総理大臣にあてて要望しました。勧告ではなくて、要望でありました。この時、保存すべき官公庁文書資料としては、行政・立法のほかに裁判関係資料、事件記録及び事件書類も対象とされております。1964年に作成された事件記録等保存規程によって特別保存となったものは最高裁において保管し、学術研究上の目的で利用できるようにするとしていました。この時の要望書は、学術会議にとって、私が見た全体の中では唯一、一回だけ司法、裁判関係資料にも言及したもので、他は全て歴史資料と行政文書、公文書の保存・管理に関する勧告や要望でありました。この1977年の要望を例外として、学術会議は政府と地方公共団体の文書資料に限って、日本の遅れたアーカイブズ制度の設計に集中したと言えます。つまり、裁判関係資料の保存・管理・公開の課題は、最高裁判所に一任された形になったものと考えられます。

続いて日本のアーカイブズ制度の歩みについてです。今申しましたように、もっぱら歴史資料と行政文書に限定した形のアーカイブズ制度の歩みということでございます。1951年に文部省史料館が、歴史資料の保存の請願運動、これは96名の歴史学者たちの発起人の請願運動の成果で文部省史料館が設立されました。史料館が江戸時代を対象にしているのに対し、いや近現代が大切だということで、やはり同じように学術会議の方から勧告がなされ、1971年に国立公文書館が設立され、今日に至っております。1987年には公文書館法が制定されました。当時、ユネスコ加盟国120カ国の中で、このような記録文書保存規程のような、こういう法律がやっとできました。120カ国で最後であったというほど、日本のアーカイブズ制度というのは遅れたものであったわけでありませぬ。これ以降、世界標準に学び、追いつこうと努力してまいります。ただし、この法律では行政文書を対象とし、司法・立法に関する公文書の保存は対象としておりませんでした。

1999年、国立公文書館法が制定され、公文書館には行政に限らず、司法・立法も含めた国の機関全ての公文書を受け入れるということを定めました。後ほどお話しする民事訴訟判決原本廃棄問題を契機としていたと思われませぬ。2004年には、日本で初めて、やっとと言ってもよいわけですが、日本アーカイブズ学会が設立され、後に学会登録のアーキビスト制度が始められます。2012年から今日まで、大体100名余りの登録者が出ております。それから2008年に、アーキビスト養成機関として、大学院でアーキビストの養成が行われるという世界の標準となる学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の設立が実現できました。マスターコース、ドクターコース両方ありますけれども、いずれも学位名称は修士（アーカイブズ学）・博士（アーカイブズ学）とい

う形で、文科省がそういう学位を認証しました。

2009年に公文書管理法が制定され、2年後に施行されました。その際、国会の審議で附則の3条2項が作られ、国会及び裁判所、つまり立法・司法の文書の管理の在り方については、この法律の趣旨、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、検討が行われるものとする、という附則が付けられております。ついでアーキビスト資格に関わって、まず2018年に国立公文書館がアーキビストの職務基準書を公表いたしました。そのうえで2020年から、国立公文書館が認証アーキビスト制度を開始しました。この間3年間、今後も続くわけではありますが、申請者の審査をしまして、合計281人のアーキビストを認証しました。公的に認証されたアーキビストが誕生したのです。

そういうことで今日に至るまで、やっと少しずつ形になってきたというものであります。国・地方のアーカイブズ機関、公文書館、文書館、ちょっと名称はいろいろな呼び方がありますが、都道府県別では41館でまだ全部に至っておりません。公文書館法で政令指定都市にも設置が責務とされておりますが、これは11館止まり。市区町村は40館まで来ていますが、まだ発展途上にあり、これまでそういう状態であったということもあり、司法関係に目を向ける余裕は乏しい状態にあったとできると思います。司法・裁判記録の保存・管理・公開に関する課題は、言ってみれば、一人最高裁の責任に任されてきたと、あえて申し上げれば、孤立無援の状態であったと言えるかもしれません。

2 裁判記録廃棄問題の原因について

今回の問題について、有識者委員会の第1回の事務総長のご挨拶でこのように語られているという記録を拝見しました。「特別保存を適切に行うための仕組みが十分ではなかったといわざるを得ず」、「国民の皆様に対し申し訳なく、率直に反省しなければならない」、「これまでの…運用の在り方のどこに問題があったのか」、「将来にわたって事件記録の保存等の適切な在り方を確保していく」というお言葉がございました。大変謙虚な考えと決意のほどを私は感じさせていただきました。では、どこに問題があったのか、私なりの立場から2点指摘を申し上げたいと存じます。

(1) 1点目は、廃棄した担当者の方々が、アーカイブズ制度の知識に乏しく、評価、選別し、未来に残す観念、知識が乏しかったのだろうと率直に思いました。神戸と同様の廃棄を行った各地の担当者の方々も、アーカイブズについての教育を受ける機会があったのだろうか。そもそも、日本社会はアーカイブズ教育が遅れ、近年ごく一部の大学に授業科目がやっと開設され始めておりますが、高校以下にはない。その結果、社会全体の認識不足を招いている状況にあると思います。裁判所で廃棄を担当された

職員の方々は教育の機会に恵まれなかったのではないだろうか。

今後の対策としては認証アーキビストや学会登録アーキビストを現場に配置する、あるいは裁判所の職員に国立公文書館の研修を受けさせて、その認証を受ける。裁判記録の目録を作成し、保存・管理する。その後に廃棄か保存、あるいは移管かの評価・選別がなされるのでありましょう。現在、行政文書を担当しているアーキビストにとっても、この評価・選別というのは非常に難しい、容易なことではなくて、これは世界的にもアーキビスト達が検討を進めておりますが、なかなか実現できないのが、電子情報化に伴う記録管理、レコードマネジメント、それからアーカイブズまで一貫した管理の方式、これをどうしたらいいのか。今、日本では、例えば政府でいえば 2 割ぐらいが電子情報で文書が作成されるようになっております。これをどのように保存・管理して 50 年、100 年後に繋げていかれるか、国立公文書館は、検討している状態にあるわけでありまして。裁判記録におきましても、統一した方式を作るための検討を十分に行うことが求められるわけでありまして、目録作成時に評価・選別を見据えたものにするのか、当面保存し、何年後か、例えば 5 年後かに評価・選別の機会を設けるのか、その方式・今後の在り方・姿が異なっていくのだらうと思います。

(2) 廃棄問題の原因の 2 点目といたしまして、現行システムの限界ということについて申し上げたいと思います。1964 年制定の事件記録保存規程、これを 1992 年に一部改正し、附則第 3 号を削るとしたことで、判決確定後、50 年を経過した民事判決原本 36,624 ファイル、これを原則として全て廃棄するとした大問題が生じました。これに対して、各方面が知恵を出し、努力して、民事判決原本は国立公文書館、現在つくば分館に保存・管理・公開されることになりました。この時点で社会全体での抜本的なシステム改革が必要だったと思われるのですが、民事判決原本の保存・管理・公開が達成されたことで、一区切りをつけてしまった感があるように思われます。そのため、訴訟記録の保存・管理・公開についての課題、解決は放置したままであったことが、今回の廃棄問題を招いた遠因であると考えています。

司法独自の努力によって現行システムが整えられておりますが、それも限界があるように思われます。5 年の保存期間が過ぎた事件記録が、各地の裁判所で廃棄される状態がマスコミによって指摘され、2019 年 11 月、最高裁判所は全国の裁判所に事件記録の廃棄保留について事務連絡を行いました。まず、廃棄にストップをかけたというわけでありまして。さらに翌 2020 年 4 月 15 日に、最高裁判所は、「事件記録などの 2 項特別保存に関する運用例について」通知を出しました。その通知の 2 か月前、2 月 18 日に、これは連携を取られて、東京地裁で「民事事件の事件記録及び事件書類

に関する事件記録等保存規程第 9 条第 2 項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第 6 の 2 に基づく特別保存の運用について」の運用要領が定められました。

これを受けて、最高裁判所の通知において、「特別保存に付すべき事件記録等の選定手順等が、」東京地方裁判所で「具体的に定められているほか、外部からの特別保存の要望を受けやすくするための工夫や改善が図られており、実効性が高いものとなっています。」と評価されています。その上で、運用要領の骨子を紹介し、これで運用するよという意図であります、その運用要領は皆さまがよくご存じのとおりなので簡略にいたしますが、1 番、「次の事件を 2 項特別保存の候補事件とする。」という保存基準を、アからエまで示され、「ア 判例集に掲載された事件」、「イ 事件担当部から申出があった事件」、「ウ 主要日刊紙 2 紙以上に掲載された事件」、そして、「エ 弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して 2 項特別保存の要望があった事件」であります。2 番、「1 のアからウまでの候補事件について、事件記録等を 2 項特別保存に付する。」。3 番、「1 のエの候補事件を 2 項特別保存に付するか否かの判断に当たって意見を聴くために、裁判所内に保存記録選定委員会を設置する。」。4 番、「1 のエの候補事件について、保存記録選定委員会の意見を踏まえ、事件記録等を 2 項特別保存に付するか否か認定する。」。5 番、「2 項特別保存の要望の手續等について、弁護士会へ周知するとともに、裁判所ウェブサイトに掲載して広報する。」。こういう運用要領を最高裁は示されました。ちなみに、その基になった東京地方裁判所の運用要領は、上記とほぼ共通しますが、保存記録選定委員会の構成員を具体的に示していて、東京地方裁判所民事部の裁判官 3 名、東京地方裁判所民事首席書記官、東京地方裁判所民事次席書記官 1 名、それから東京地方裁判所事務局総務課長で構成するとされております。ここにはアーキビストなどを構成員とする考えは見られないものであります。以上の最高裁判所、東京地方裁判所に共通する 1 (1) のエは、弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して 2 項特別保存の要望があった事件と記され、保存記録選定委員会が判断し、決定するとしました。このことによって、誤った廃棄を防止しようとする、裁判所なりの改善策であったわけで、それが今現在機能しているわけであります。

しかしながら、私の感想、問題点とさせていただいておりますのは、そこには最高裁判所が、裁判記録を国民のために後世に向けて、主体的に保存しようとする姿勢が見られない、ということです。弁護士、研究者などから保存の要請があって、初めて審査の上で許可するというもので、大変僭越かつ厳しい見方をしますと、お上が特別に聞き入れてやるという姿勢に見えます。つまりは、ごく一部の保存の要請があった

もの以外は廃棄するという、こういうことであろうかと思えます。

行政文書についても、公文書制度はそれなりに進んでまいりました。中途まで来ていると思えますけれども、戦前は非公開で国民の知的資源という考え方は見られませんでした。戦後、一步一步改善に向かって、各方面の努力があったわけではありますが、依然として公文書の隠滅や改ざんなどの問題が今現在も起こっています。そういうお上意識の克服は、今後もなお課題となっている状態にあります。裁判記録は国の公文書であるという考えに立ち、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源である歴史公文書等について、適切な保存及び利用等を図り、現在及び将来の国民に説明する責務を全うされるようにすることが重要です。これは、公文書管理法の第1条の趣旨で、司法関係もこの公文書管理法に規制されると思えますけれども、その第1条の精神、そのための方策を考える決断を、司法も取るべきだろうと私は思います。ここでいう将来の国民とは、一世紀以上先を見据えた時間の単位であります。学問研究の立場からは、あるいは被害に遭った御遺族なども含めて、いつ有用なものとなるか分からない。そういう、本当に長いスパンで保存をする、公文書管理行政についてはそういう感覚で考えております。

- 3 今後に向けてということではありますが、諸外国、フランス、イギリス、イタリア、ドイツ、アメリカなど、これらの国と同様に、日本でもアーカイブズ公文書管理制度の体系の中に、司法、裁判所記録の保存管理公開のシステムを構築することが求められます。つまり、諸外国並みにすべきだと思います。当面は廃棄中止を続け、そのシステムを立ち上げるための作業委員会を、最高裁判所と国立公文書館や関係機関、法務省や内閣府を念頭に置いておりますが、有識者、弁護士の皆さん、あるいは研究者、そういう方々と協議しながら設立する必要があるのだろうと思えます。法務省では、刑事裁判記録の保存管理公開のシステムを開始いたしました。そしてまた、国の行政文書の記録・管理・公開の実績を蓄積してまいりました内閣府の知見、これは有効なものであらうと思えます。最高裁を中心にした司法独自で解決するのは容易ではなくて、多方面からの協力を求めるべきであらうと考えます。

アーカイブズ制度は、世界的に見ても国々で個性があるものであります。連邦制や州、県の自立性の高さなどがあり、それは国や民族の歴史的な成り立ちに規定されたものであらうと考えられます。当然、日本の独自性が今後生まれるであらうと思えますけれども、しかし、世界共通のアーカイブズ制度の原則は貫かれていることが肝要だらうと思えます。

次にアーカイブズ制度の担い手であります。アーキビストの職務、これは多様なもの

であると思いますが、特に保存・管理と公開については大変重要な役割になると思われます。今後、全国の裁判所にアーキビストを配置されることが望ましいわけですが、終わった裁判記録の目録を作成して管理する、第一段階がまず必要で、そこにはしっかりアーキビストが目録作成を行う。記録の発生した段階で、記録の評価・選別を行い、もうその段階で、保存期間を5年、10年、30年、永年なのか、こういうものを判断して目録に記載する方式、こういう形が一つあります。そういたしますと、その地方の裁判所で保管した段階でのアーキビストの役割が非常に重くなりますが、あるいはまた記録の発生した段階では単に保管し、目録だけを作成し、評価・選別をせずに、一定の保存期間、5年間などを一律に設けて、その期限後に一括して中間保管庫に送って、廃棄か保存かの評価・選別を、アーキビストを含む保存記録選定委員会、そういうような場所で行う、こういう方式があるかと思いますが、行政文書については、現在大きくはその二つのパターンがあるように思われますが、いずれにしても、評価・選別の基準を明確にして、客観性、統一性を担保することが求められます。

それから、裁判所の永年保存となった歴史公文書は、これは最終的には国立公文書館に移管し、保存・管理を委ね、公開の判断とその方法は国立公文書館に一任される、なんとなくそういうようなイメージなのかなと考えますが、その場合、国立公文書館では、現在民事訴訟判決原本は管理していますが、個人情報保護しながら公開できる範囲を判断します。公開の基準を定めるための作業や、社会の考え方の変化に対応してなお修正を加える作業、そういう委員会などをやはり作る必要があるのだろうと、公開は公開で大変重要な課題になると思われます。

ちょっと時間オーバーしましたが、私の本日申し上げたいことは以上でございます。ありがとうございました。